

2020年6月22日

会員企業各位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
機能性食品部長 菊地 範昭

「機能性表示食品の広告素材ご提供のお願い」

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の事業に関し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、機能性表示食品の広告表現の適正化と向上を図るため、2017年度より協会会員企業で構成された「機能性表示食品広告部会」（以下、部会）を、また、2018年度より「機能性表示食品広告審査会」（以下、審査会）を設置し、年1回の審査会を開催しております。本年も11月以降に第3回審査会の開催を予定しております。つきましては、第3回審査会の審査対象となる広告素材のご提供をお願い申し上げます。

「機能性表示食品広告審査会」は、当協会では2013年度より実施されている「特定保健用食品広告審査会」と同様に、第三者委員（外部専門家）と部会の代表で構成されており、会員企業の皆様が出稿した広告を中心に、別紙「(参考) 機能性表示食品広告審査について」に記載の要領で審査を実施いたします。

審査結果は企業名・商品名等を伏せた上で協会会員等に周知し、行政にも適宜報告を行う予定です。また、審査結果に基づき、『機能性表示食品』適正広告自主基準の改正を含め、機能性表示食品の広告表現の更なる適正化に資する検討・提案を行ってまいります。

なお、消費者庁より、2020年3月に「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」(消表対第518号、消食表第81号)が公表され、4月から運用が始まっていますが、今回、ご提供を依頼する広告の出稿・放映の対象期間は、上記事後チェック指針の公表以前に作成・出稿されたものを含めているため、本年度の広告審査会においては、上記事後チェック指針は審査指針に含まないことといたします。

広告素材ご提供に当たっては別紙「広告素材のご提供方法について」をご参照ください。会員企業の皆様におかれましては、審査会への広告素材のご提供を宜しくお願い申し上げます。

敬 具

広告素材のご提供方法について

1. ご提供をお願いしたい広告素材

2020年3月～5月に放映・出稿した、機能性表示食品のテレビ・新聞・雑誌広告、及び、5月の時点で掲載されているWEB（LP：ランディングページのみ対象）広告

※ 同媒体・同商品で複数の広告素材をご提供いただいた場合は、事務局で審査題材を選択させていただく場合がありますので予めご了承ください。

(1) テレビ広告（放映時間が2分以内の素材）

Windows Media Playerで再生できるファイル形式で保存したテレビ広告のDVDを郵送、または動画ファイルをメール・オンラインストレージ等でお送りください。

例) MPEG4等（.mpg、.mpeg、.mlv、.mpa、.mpe、.mpv2、.m3u等）

(2) 雑誌、新聞等の印刷媒体（業界紙・誌、学会誌、新聞折込広告・チラシ等は除外）

広告紙面のPDFファイルをメールで、もしくはA3のハードコピーをご郵送ください。

小さな文字も判読できるよう、必要な場合は拡大ファイル、もしくはそのハードコピーもお送りください。

また、A3ハードコピーの場合、綴じ代として、タテ原稿は上、ヨコ原稿は左端に、2cm程度の余白を設けていただきますようお願いいたします。

(3) WEB（LP：ランディングページのみ対象）

ご提供いただける広告素材は**1商品につき1件**とし、リスティング広告（検索連動型広告）にリンクが張られている**自社ドメインに掲載されているLPに限定**させていただきます。

当該LPのURLと、LPのPDF2種類(*)をメールでお送りください。

(*) PDFは、①LP全体を1ページに収納したもの、及び、②LPをA4サイズでページ分割したものをメールでお送りください。②のPDFの作成が難しい場合は、下記の間合せ先までご相談ください。

2. 広告素材送付先・ご不明点等の問合せ先

ご提供いただける広告素材のご送付に当たっては、別紙「第3回機能性表示食品広告審査会 広告提供情報シート」（Excelファイル）に広告素材の情報を媒体ごとに入力し、メールに添付の上、下記アドレスへお送りください。

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-27 2F
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 機能性食品部 宛
e-mail: kinousei@jhnfa.org tel: 03-6635-7481

3. 送付期限

2020年7月22日(水)

(参考) 機能性表示食品広告審査について

● 審査指針

「『機能性表示食品』適正広告自主基準」及び健康増進法等の関連法規（「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を含む）

● 審査方法

第三者委員（外部専門家）及び部会代表者が、当該広告と「届出表示」及び上記審査指針との適合性を確認

● 審査基準

判定	内容	措置
A	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法等に抵触するもの、もしくは抵触するおそれのあるもの 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁）に著しく抵触（*）するもの 虚偽、機能性表示食品の届出範囲を超える表現など「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成 28 年 4 月 25 日）に著しく抵触するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 当該会社に連絡する。 即時、改訂に向けた対応を求める。 対応結果、対応内容について期日内の回答を求める。
B	<ul style="list-style-type: none"> 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁）に抵触するもの 「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成 28 年 4 月 25 日）に抵触するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 当該会社に連絡する。 速やかな改訂に向けた対応を求める。【遅くとも次の企画・掲載時に改訂、もしくは 6 カ月以内を目安】 対応内容（予定等）について期日内の回答を求める。
C	<ul style="list-style-type: none"> 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁）に抵触するおそれのあるもの 「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成 28 年 4 月 25 日）に抵触するおそれのあるもの 消費者に誤認を与えるおそれのあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 当該会社に連絡する。（対応は求めない）

著しく抵触： ・ 1 つの広告の中に抵触する箇所が複数ある。
 ・ “疾病の治療に適している”、“病者に適している”など。